

公益財団法人 ぐんぎん財団

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ぐんぎん財団の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 この法人は、役員に対し、その職務執行の対価として報酬等を支給しない。

附則

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- この規程は、令和4年11月1日より改定施行する。